

本学教員の懲戒処分等について

この度、本学において、懲戒処分等を行いましたので、以下のとおり公表します。
関係者の皆様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。
今回の事態を厳粛に受け止め、再発防止に努めてまいります。

記

1 事案1について

(1) 事案の概要

①アカデミック・ハラスメント

被処分者は、担当するゼミナールの学生に対し進学指導を行った際に、適切さを欠く言動によって精神的苦痛を与えた。この行為は、アカデミック・ハラスメントに該当すると認定された。

②研究費の不正使用

被処分者は、大学に対し、業務の実態がない学生3名の臨時職員雇用伺・出勤簿を作成・提出し、同人らへのアルバイト代として合計12万1500円を支出させた。

(2) 処分の内容

「長崎県公立大学法人職員就業規則（以下「就業規則」という。）」に基づき、以下の処分を行った。

被処分者	処分の内容
看護栄養学部 教授（50歳代）	（懲戒）減給1/10 1月

(3) 処分日

令和6年3月29日

(4) 今後の再発防止について

ハラスメントに対して厳正に対処する方針をあらためて周知するとともに、ハラスメント研修を充実し、再発防止の徹底を図る。

また、研究費の不正使用については、コンプライアンス教育の充実を図るとともに、事務局による雇用の実態把握を強化し、再発防止の徹底を図る。

2 事案2について

(1) 事案の概要

令和6年2月25日に実施した情報システム学部情報セキュリティ学科の令和6年度一般選抜（前期日程）において、被処分者Aが試験開始前に受験生に対し、誤った試験時間を口頭で伝え、被処分者Bもその誤りに気付かなかった。

当該試験室の受験生（54名）のうち、希望者（21名）を対象に3月3日及び4日に再試験を実施した。

(2) 処分の内容

就業規則に基づき、以下の処分を行った。

被処分者A（主任試験監督者）	処分の内容
情報システム学部 教授（40歳代）	（懲戒）訓告

また、就業規則に基づくものではないが、長崎県立大学学長が嚴重注意を行った。

被処分者B（試験監督者）	処分の内容
情報システム学部 准教授（40歳代）	嚴重注意

(3) 処分日

令和6年3月29日

(4) 今後の再発防止について

実施要領・監督要領の見直し、事前の説明会や研修での注意事項の徹底、試験実施当日に何かあった場合の迅速な連絡や協議の徹底など、再発防止に努める。

3 事案3について

(1) 事案の概要

令和6年3月12日に実施した令和6年度一般選抜（後期日程）の看護栄養学部栄養健康学科の個別学力検査「化学基礎・化学」の出題中に、条件提示が不足している問題があったことが、試験終了後の点検により判明した。

当該問題については受験者全員を正答として扱ったうえで、合否判定を行った。被処分者は、「化学基礎・化学」試験問題の作成に中心的な役割を担っていた。

(2) 処分の内容

就業規則に基づくものではないが、長崎県立大学学長が厳重注意を行った。

被処分者	処分の内容
地域連携センター 特任教授（60歳代）	厳重注意

(3) 処分日

令和6年3月29日

(4) 今後の再発防止について

問題作成におけるチェック体制の一層の充実を検討し、再発防止に努める。

4 管理監督責任

法人役員については就業規則が適用されないが、事案1から3にかかる管理監督責任の重さに鑑み、次のとおり対応する。

職名等	内容
長崎県立大学 学長（60歳代） （長崎県公立大学法人 副理事長）	報酬月額額の10分の1を2月間自主的に返納する。